

薬剤師教育6年に延長

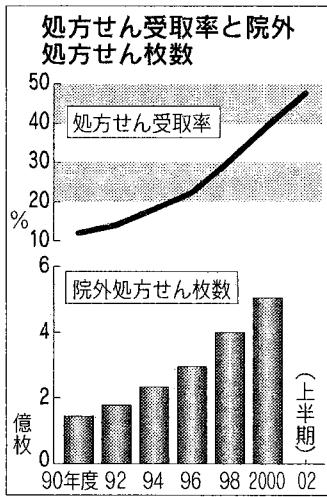
受験資格 実務実習も条件に

厚労省方針

厚生労働省は、薬剤師国家試験の受験資格について、これまで四年だった大学での教育期間を二年間延長する方針を固めた。大学の薬学部教育課程を六年制とするか、大学院の修士課程で対応する。投薬ミスなどの医療事故が相次ぐ中、幅広い専門知識を身につけた薬剤師を養成することで、事故防止にもつなげたい考え。

投薬ミスなど事故防止

文部科学省も大筋で合意、早ければ来年の通常国会に関連法案を提出する。厚労省の検討会は「薬剤師養成としての教育は、六年程度の期間が必要」とする報告書を今月内にまとめる予定。



検討会のこれまでの議論では「薬物療法の高度化で、医薬品の適正な使用と安全性の確保の必要性が高まっている」とした上で、薬剤師に対して医薬品の管理だけでなく、医療の担い手としての役割を求め意見が強い。

用と安全性の確保の必要性が高まっている」とした上で、薬剤師に対して医薬品の管理だけでなく、医療の担い手としての役割を求め意見が強い。

これを受け、同省や自民党の検討チームは大学の薬学部の教育課程の期間を現行の四年から六年に延長する方向で検討中。文科省の「薬学教育

の改善・充実に関する調査研究協力者会議」は薬学部の教育課程延長に大筋で合意、十月をメドに最終報告書をまとめる予定だ。

ただ、文科省内では「新薬の開発などの基礎研究も重要」として、薬学部の教育課程期間は現行のままで、大学院の修士課程を六年制とする場合

は、文科省が学校教育法を改正、大学院で対応する場合は厚労省が薬剤師法を改正する。来年の通常国会を目指して改正法案を提出したい考えだが、「施行する場合には、薬学部入学者を目指す受験生に影響が出ないように猶予期間を設けたい」（厚労省）としている。

診察した医師が処方せんを記入、病院の外にある調剤薬局で薬を受け取る。こうした院外処方は一九九〇年度は薬を投与される外来患者の一角強だったが、今年度の上半期には四七・七％と二人に一人に達する勢い。複数の医療機関から粗末な対応も目立つ。患者への情報提供が義務づけられているにもかかわらず、医師に丸投げし

投与を受ける患者も多者への情報提供が義務づけられているにもかかわらず、医師分業の急速な進展で副作用被害を防ぐために薬剤師の役割は高まっている。院外処方増加の半面、粗末な対応も目立つ。患者への情報提供が義務づけられているにもかかわらず、医師に丸投げし

何ら説明せずに「処方しい」と規制緩和を求める声も上がっている。だが厚生労働省は「医薬品は必ず副作用の恐れがある。薬剤師など専門家が適切に対応できない店頭販売は認められない」と反発している。

た説明書以上の説明がでなかつたり、患者が「この抗生物質は副作用が大一方で、「医薬品をコンビニエンスストアで購入

できるようにしてほしい」と規制緩和を求める声も上がっている。だが厚生労働省は「医薬品は必ず副作用の恐れがある。薬剤師など専門家が適切に対応できない店頭販売は認められない」と反発している。

た説明書以上の説明がでなかつたり、患者が「この抗生物質は副作用が大一方で、「医薬品をコンビニエンスストアで購入

副作用被害背景に 進む医薬分業 粗末な対応も

た説明書以上の説明がでなかつたり、患者が「この抗生物質は副作用が大一方で、「医薬品をコンビニエンスストアで購入